

【要援護者台帳の登録促進】

■ 要援護者とは

生活の基盤が自宅にある人のうち、以下のいずれかの要件に該当する人であって、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を要する人

要援護者

- ひとり暮らしの高齢者
- 高齢者のみの世帯の高齢者
- 昼間高齢者のみの世帯の高齢者
- 身体に障害のある人（身体障害者手帳 1・2・3級）
- 知的障害のある人（療育手帳 A1・A2）
- 精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳 1・2級）
- 介護保険の要支援及び要介護認定者
- その他、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を必要とする人

■ 要援護者登録制度

要援護者が緊急時などに地域の中で必要な支援が受けられるようにするため、要援護者からの申請によって、要援護者台帳を整備するための制度です。

台帳には要援護者の住所、氏名、生年月日、連絡先、家族構成、そのほか支援に必要な情報など、個人情報に記載され、その情報は、市の関係部署や消防署、地域の民生委員・児童委員や自治会などに提供し、日頃の見守りや災害時の支援体制を整えるために活用します。このため、申請に際しては、登録情報を外部提供することについての同意が必要となります。

また、登録に際しては、見守りネットワーク協力員（隣近所で支援していただける人）を原則として自ら見つけていただき登録を行います。見守りネットワーク協力員を見つけられなくても申請できます。

○申込先 民生委員・児童委員又は福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課

